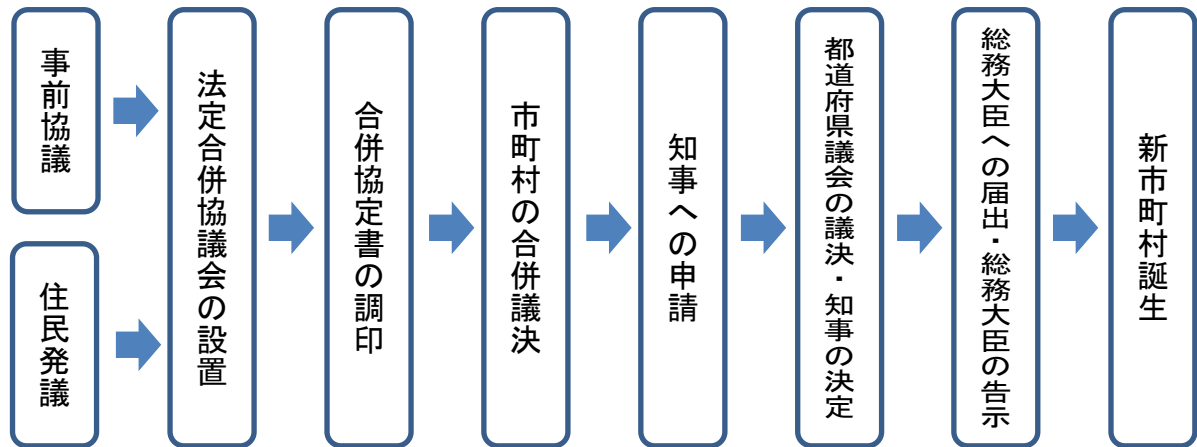


市町村合併までの流れ



<関係法令>

住民発議

- ・選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。（合併特例法 4 I）
- ・合併協議会を構成すべき関係市町村の選挙権を有する者は（中略）、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。（合併特例法 5 I）

法定合併協議会の設置

- ・普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。（自治法 252 の 2 I）
- ・市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする。（合併特例法 3 I）

市町村の合併議決・知事への申請・都道府県議会の議決・知事の決定・総務大臣への届出

- ・市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。（自治法 7 I）
- ・第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（自治法 7 VI）

総務大臣の告示

- ・第一項の規定による届出を受理したとき（中略）は、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。（自治法 7 VII）

新市町村誕生

- ・第一項（中略）の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。（自治法 7 VIII）